

発行人
東京都個人タクシー協同組合
理事長 櫻井 敬寛

〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6
個人タクシー会館
TEL (3384) 1351代表
FAX (3382) 2191

組合員数 5,191人 (10月1日現在)

・手洗い
・うがい
・マスク着用
・車内の換気と消毒
を心がけましょう!



東個協ニュース

令和6年度 第3回理事会のあらまし

配車アプリの選択肢について 全支部員へのアンケート実施へ

9月27日(金)午後1時より個人タクシー会館において、令和6年度第3回理事会が理事39名全員の出席をみて開催された。

櫻井理事長挨拶 (関係団体報告)

1. 全個協関係
・Uターン・Uターンについて
京都市域交通圏から丹後交通圏への申請あり(事業計画変更による申請)。
2. 関東支部関係
・利用者感謝キャンペーン開催
開催日12月1日～21日。
安全運行指導員認定の公認に係る「N.A.S.V.A.」運行管理者一般講習開催
開催日12月5・6日。

3. 全個連関係
・理事会11月14日、視察11月15日。
4. 都個協関係
・東京都への要望
ライドシェア新法制定の断固阻止、子育て支援の一環としてのタクシー利用券の配布、カスタマーハラスメント防止条例の制定等。

5. その他
・来年4月、東個協・軟式野球連盟100回記念大会予定。

総務部報告事項

石田常務が資料に基づいて報告した。
(1) 組合員加入・脱退状況について
(2) 関東運輸局処分について
(3) 3年未年本業務日程について

経理部報告事項

本部休業12月28日～翌年1月5日。
(4) マスターズ制度支部別参加率について
(5) 令和7年事業者手帳作製冊数について
注文数1018冊。
(6) 令和6年度役員研修会次第について
令和6年10月21日13時30分から。開催場所、個人タクシー会館。出席予定人数、280名。

法務部報告事項

水野副理事が資料に基づいて報告した。
(1) お客様ご要望カードについて
(2) 街頭指導について
質疑応答(抜粋)
理事より「クルーズについて、前回の理事会でも話したが、この夏、昼間の車中はかなり暑かった。ネクタイ外してもきちんと営業されている方はきちんとされている。来年に向けてクルーズを検討している方、ただくようにお願いしたい」という要望に対し、水野副理事長

より「日本交通が試験的にやっているという話を少し聞いたので、その結果を見ながら、法人の出入次第で出来る限り足並みは揃えたいと思っている」と答弁があった。

経理部報告事項

大野常務が資料に基づいて報告した。
(1) 事務手数料等の支払い予定額について
(2) 夏季休暇換金資金支部融資状況について

事業部報告事項

富田常務が資料に基づいて報告した。
(1) 事業部取扱業務利用状況(6月・7月)について
車内設置カメラ取扱状況のジコ録のみ装着車について、当該支部にて使用状況等の確認調査を予定。
(2) 防犯カメラ運営細則改定について
(3) その他
・車内設置カメラの注意事項(車内を撮影するカメラの取付)について
・防犯カメラの交換対象車について
・First Viewについて
申し込み締切日、取付可能日の変更について
・睡眠時無呼吸症候群(SAS)

営業部報告事項

入江常務が資料に基づいて報告した。
(1) 営業部活動報告(6月・7月)について
(2) GO契約更新について
来年2月末のGOとの契約満了に伴い、契約更新の協議中。現行とほぼ条件は変わらないが、いくつか変更点あり(未ログイン者への月額費用請求の明確化、1年毎に契約更新・自動更新、端末交換後の旧端末返却期限1か月など)。現在の契約では契約満了時においての解約の場合、解約金はかかるが、GOを取り外して決済機のみ使用することが可能。GOの満了に伴い、大きく分けて3つの選択肢が以下の通りとなる。
・GOをそのまま使用する
・GOを外して決済機だけ使用
・S・R・I・D・Eに移行する
(3) その他
・GOの乗務員ポイントに関する件について
・日立ソリューションズの電子チケットの契約について
・Pay Pay 決済完了SMS通知終了について
終了日12月末(予定)。
・S・R・I・D・Eの配車時の定型メッセージの一部変更について
質疑応答(抜粋)
理事より「GOの配車が前年対比に対して減っている。手数料収入もそれに伴って減っているのではないか。そうする

法務部審議事項

水野副理事長が資料に基づいて説明した。
(1) 運営規程改定承認の件
質疑のあと採決し、満場一致で可決された。

事業部審議事項

富田常務が資料に基づいて説明した。
(1) 防犯カメラ賃賃基準改定承認の件
質疑のあと採決し、満場一致で可決された。
(2) 東個協燃料カード取扱規程改定承認の件
質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

と、我々が払っている手数料が今後上がっていくということも考えるべきか」という質疑に対し、橋本副理事長より「GO Pay、それからGOのQR決済は非常に売上が伸びており、手数料収入は増えているが、一部決済において手数料率が上がってきている。その部分がある限り増えすぎると東個協の負担が大きくなってしまったため、種目を絞って手数料率の改定ということも考えていく必要がある。その場合は、常任理事会等で検討した上で、皆さんの方にお諮りさせていただきたい」と答弁があった。

適正営業対策室報告事項

高橋専務が資料に基づいて報告した。
(1) 組合員処分結果について
(2) 事故多発者等に対する対応状況について

総務部審議事項

石田常務が資料に基づいて説明した。
(1) 新規加入申込者承認の件
申請後試験合格者10名、事前試験合格者50名、計60名。平均年齢52歳。
質疑のあと採決し、満場一致で可決された。

営業部審議事項

入江常務が資料に基づいて説明した。
(1) Uber Taxi 指定業者承認の件
多くの質疑の末、個々の事業者による直接契約を前提に希望登録者のとりまとめのみ行う提案から、とりまとめも行わない提案に変更し、水野副理事長より「導入を認めるということではなく、現在は、Uberをしていて人がチケット契約先の旅客を乗せたことが発覚しただけで賞罰にかかるような仕組み

共済事務組合審議事項

大野常務が資料に基づいて提案を行った。
(1) 新規加入申込者承認の件
申請後試験合格者10名、事前試験合格者50名、計60名。平均年齢52歳。
質疑はなく採決し、満場一致で可決された。

共済事務組合審議事項

大野常務が資料に基づいて提案を行った。
(1) 新規加入申込者承認の件
申請後試験合格者10名、事前試験合格者50名、計60名。平均年齢52歳。
質疑はなく採決し、満場一致で可決された。



Uberの是非を問う様々な意見が挙がった第3回理事会

みになっているので、事業者に安心して事業を営んでもらうための提案であるという補足説明が行われた。しかし、「指定業者」という言葉は東個協がUberを承認ととられて大きなイメージダウンになりかねない「時間はかかっても定款規約の部分での変更にするべきではないか」等、反対意見も多く、結果、議案は取り下げとなった。
その後、橋本副理事長より「次回の理事会で議案として出せるように全支部員にUberに関するアンケートを実施させていただく。ご協力をお願いいたします」と今後の説明が行われた。

大野常務が資料に基づいて説明した。
(1) 令和6年度7月末見舞金等務取扱について
(2) 令和6年度7月末見舞金等給付状況について
(3) 共済事務組合メインバンク変更について
令和6年12月まで三菱UFJ銀行、その後はりそな銀行に変更へ。

東京タクシーセンター

第39回個人タクシー優良事業者団体表彰

9月26日(木)午後2時より、ホテルイースト21東京において第39回個人タクシー優良事業者団体表彰式が第41回優良法人事業者表彰と合わせて挙行された。

今年度の表彰団体である55団体(特別優良表彰26団体、優良表彰29団体)うち、東個協は28団体であった。特別優良表彰の代表として、新東京支部の笠井支部長が表彰状を授与された。

東京タクシーセンター 渡辺会長式辞

本日、来賓各位のご臨席の下、第39回個人タクシー優良事業者団体表彰式を挙行できまことは、誠に喜ばしい限りであります。本日受賞されました個人タクシー事業者団体の皆様、心よりお祝いを申し上げますとともに、常日頃よりタクシーセンターの事業に深いご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。また公務が多忙のところ、ご臨席を賜りました関係行政並びに関係各位の皆様、厚く御礼を申し上げます。

タクシー業界におきましては、日常生活が戻り、外出機会の増加や、訪日外国人旅行者数も5カ月連続で300万人を超え、コロナ禍の前を上回るなど、タクシー需要も増加傾向にあります。

本日受賞されました皆様は、タクシー事業の使命と重要性を十分に認識され、利用者利便の増進に貢献し、厳しい選考基準の中から選ばれた事業者として模範となる方々であります。多くの個人タクシー優良事業者団体の皆様を顕彰させて

いただきます。今後一層利用者から満足していただけるタクシーとするため、業界の先達として、タクシー業界全体の評価が高くなり、高い評価を得られるよう、ご努力を切に望むところであります。結びに本日の受賞を兼ねてお祝いを申し上げますとともに、皆様のご健勝と事業の益々のご発展を祈念いたします。式辞とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

特別優良表彰

足立第一支部代表
吉野信幸支部長

足立第一支部では、日頃から支部の皆さんには安全運転について特に2点ほど気を付けていただくようにしています。まず健康の面での注意です。支部で脳MRIの受診料を全額負担し、集団健診も行っています。そこで所見が出た人は、まずは病院受診をするようにフォローを努めて、支部全体の健康管理に努めています。そして運転面については、慣れすぎへの注意の声をかけます。特に自分の良く知った場所こそ、気が緩む危険があ



「特別優良表彰」受賞支部紹介

- 世田谷第一支部 (13年連続)
- 練馬支部 (12年連続)
- 新東京支部 (12年連続)
- 城南支部 (11年連続)
- 足立第一支部 (10年連続)
- 葛飾第二支部 (10年連続)
- 足立第二支部
- 荒川支部
- 北支部
- 品川第三支部
- 世田谷第三支部
- 中野支部
- 武三支部
- 墨東支部
- 杉並第二支部
- 野方支部

と思っています。

個人タクシーは法人タクシーの見本となる存在として、教習所で教わるような基本を忠実に継続することが安全運転につながると思います。今回10年連続の特別表彰という事で、安全と健康に気をつけて今まで歴史を作ってくれた方々に感謝の言葉と、これからも歴史を繋ぐことをお願いしたいと思います。



優良事業者団体の代表による記念撮影

いびきをよくかく...

寝ても疲労感が残る...

そんな方は睡眠時無呼吸症候群 (SAS) のリスク計測サービスを受けてみませんか?

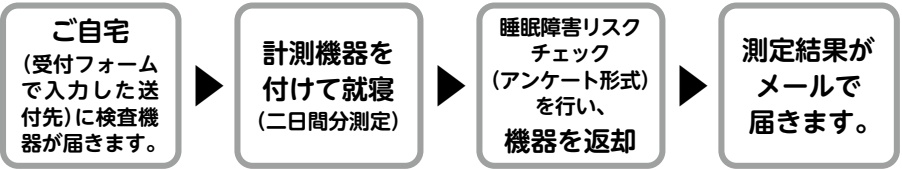
令和6年12月までのキャンペーン価格!



サービス名:
Sleep Doc (スリープドック)
提供元: サプリム

SASリスク計測サービス費用:
3,190円 (税込)

計測の流れ



- ・キャンペーン価格は、東個協専用の受付フォームから申請することで適用されます。
- ・申込1件につき1つのメールアドレスが必要です。同じメールアドレスで複数の申込はできません。
- ・支払方法はクレジットカード決済のみです。
- ・組合員のご家族も同じ方法・費用で計測サービスを受けられます。ただし計測機器の使い回しはできません。また、ご家族は同居の如何を問いません。

〈注意事項など〉
東個協向けに特別に提供されているキャンペーンです。本キャンペーンが東個協と無関係の方に知れ渡っていること (SNSで拡散等) が確認された場合は中止されますので、教えるのはご家族までの範囲内にてください。

測定結果によっては、医療機関での診療を推奨されます。その後、医療機関の診療を受けた場合、一定条件の下で本計測サービス費用のうち1,500円が返金されます。ただし、医療機関での診療にかかる費用は自己負担になります。※測定結果により医療機関での診療を推奨される方には、アフターサポートや返金の流れ等についてのご案内が申込時のメールアドレスに届きます。

Sleep Doc では看護師による質問の対応や、提携病院含め全国3,000件の専門医療機関のご紹介も行なっております。詳細は Sleep Doc のホームページを確認してください。

- 検査機器 (6cm×2.6cmのソニー製) を就寝時に衣類の腰部分に密着させて測定します。
- 測定ごとに測定結果の通信を行います。スマホは使用しません。



〈東個協専用受付フォーム〉
左記QRコードをカメラで読み込むか、下記のURLにアクセスして下さい。
<https://bit.ly/3WSqkQj>

運輸支局長による自動車運転者表彰

9月24日(火)午後2時より、品川区スクエア荏原(らつ)かホールにて、関東運輸局東京運輸支局長による「令和6年自動車運転事業運転者表彰式」が挙行された。受賞者総数は232名(個人タクシー事業者の受賞は18名、うち東個協は12名)であった。

東京運輸支局 織田陽一支局長式辞

(要旨) 自動車運転事業運転者表彰式を挙行し、232名の皆様を表彰しましたことは、私どもの大きな喜びです。本日のお褒めを心よりお慶び申し上げます。表彰を受けられた皆様は、事業用自動車の運転者として、長年にわたり優れた運転技術によって業務に精励され、極めて高い評価を受けた方々です。自動車運送事業が今日まで利用者に信頼され、生活の向上と経済の

発展に大きく貢献することができたのは、皆様のご努力であり、必要があります。また少子高齢化により、各産業において人材確保は大きな課題です。自動車運送事業においても、高齢化が進行するドライバーの人手不足は深刻な問題です。東京運輸支局としても、長時間労働の是正に向けた関係者との協議や労働力不足の解消に向けたPRなど、様々な支援を行ってまいります。また、昨年7月に設置したトラックGMENの活動を通じ、荷主側の事情による長時間待ちや運賃の不当な据え置きなどの是正に向け、関係省庁や業界とも連携し、強力に取り組んでまいります。一方、輸送の安全確保は最も重要であり、

当局では、関東地域事業用自動車安全施策2024を策定し、事故削減に取り組んでおります。東京運輸支局としても、皆様と一丸となって、事故防止に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、受賞された皆様は、大きな自信と誇りを持っていただき、プロドライバーの模範として、安全運転を続けていただき、卓越した技術と豊富な経験により後進をご指導賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

受賞者の声

荒川支部 田中映二さん 個人タクシーとなつて35年、後半になってからは微力ながらも組合員を指導する立場だったので、やはり事故防止や安全運転には極力気を付けて、慎重な運転に徹していました。特に気を付けていたのは、いわゆる交通弱者に対する配慮です。人身事故になってしまふ可能性も高く、一度人身事故になってしまふと営業にも影響するということも含めて配慮の必要があります。今後も引き続き安全運転に徹して、「安全は全てに優先する」という精神を持ち、このような機会には皆様方に発信できればと思っています。

最後にありますが、組合員含め今までもっと支えになってくださった皆さんに感謝、そして生活面も含めて健康面も含めて支えてくれた家族に感謝を伝えたいと思います。

また、東個協の事業者はほとんどの方がインボイス対応をしておられ、皆さんにもそういう形でやっていただきたいと思ふます。なぜかという、私どもの行っているチケット契約は、一部上場、二部上場のお客様が多く、インボイスが発行できないとなると、その方

また、東個協の事業者はほとんどの方がインボイス対応をしておられ、皆さんにもそういう形でやっていただきたいと思ふます。なぜかという、私どもの行っているチケット契約は、一部上場、二部上場のお客様が多く、インボイスが発行できないとなると、その方

また、東個協の事業者はほとんどの方がインボイス対応をしておられ、皆さんにもそういう形でやっていただきたいと思ふます。なぜかという、私どもの行っているチケット契約は、一部上場、二部上場のお客様が多く、インボイスが発行できないとなると、その方

また、東個協の事業者はほとんどの方がインボイス対応をしておられ、皆さんにもそういう形でやっていただきたいと思ふます。なぜかという、私どもの行っているチケット契約は、一部上場、二部上場のお客様が多く、インボイスが発行できないとなると、その方

また、東個協の事業者はほとんどの方がインボイス対応をしておられ、皆さんにもそういう形でやっていただきたいと思ふます。なぜかという、私どもの行っているチケット契約は、一部上場、二部上場のお客様が多く、インボイスが発行できないとなると、その方

新規加入者講習会

10月7日(月)午前10時から午後4時20分まで、個人タクシー会館会議室において、東個協新規加入者講習会が開催された。認可を既に受けた者、または認可を受ける予定の新規加入申込者60名が参加し、講習に熱心に耳を傾けた。各講師陣による講習のあと、修了証授与が行われた。

櫻井敬寛理事長挨拶

これから個人タクシーとして一生懸命頑張っていただき前に少しお話をさせていただきます。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。

また、皆さんの法人時代の会社にも規則があったと思ひますが、個人タクシーの中でも、やはり規則があります。その規則を守って営業をしてください。



受賞者の皆さん



受賞者紹介(敬称略)

- 荒川支部/田中映二
- 葛飾第二支部/成田淑紀
- 葛飾第二支部/田中辰彦
- 世田谷第二支部/橋谷栄伸
- 世田谷第二支部/玉澤敏明
- 世田谷第二支部/堀江俊秀
- 武三支部/滝本広行
- 南多摩支部/原島裕信
- 南多摩支部/岡村 隆
- 南多摩支部/山下弘二
- 南多摩支部/馬場富男
- 南多摩支部/矢部幸子

自然に還る 死は還ることなき波なり

東個協の仲間が9月中6名亡くなりました。在りし日のお姿を偲びつつ、ご冥福をお祈り申し上げます。(死亡日順に掲載)

- 佐藤 英毅 (葛飾第二) 54歳
- 下村 勉 (練馬) 68歳
- 山田 康治 (練馬) 67歳
- 石塚 和彦 (武三) 67歳
- 浅沼 光雄 (豊島) 62歳
- 徳永 徹 (大田第一) 69歳

新規加入者の声

墨東支部

山下一典さん

タクシーという仕事は、自分の責任の範囲内である程度自分のペースでの営業が可能なのだと思います。2年前に個人になった友人に誘われて個人タクシーになることを目指しました。その間誘ってくれた友人、勉強会の講師の方々の応援に感謝しています。これからも安全で快適な乗車空間を提供し、利用者様から満意いただけるよう運転手になりたいと思います。

豊島支部

鈴木勇一さん

以前の会社を退職し、同業種の仕事が見つからなかった時、車の運転が割と苦にならない方だったこともあり、この業界に入りました。個人タクシーは時間の使い方が次第でプライベートも大切にできる仕事だと思ひ、妻の応援もあって目指しました。個人タクシーとして、どのお客様からも「乗って良かった」と思われるように頑張りたいと思います。

9月のお客様ご要望カード

9月中にご乗車いただいたお客様から届いた「ご要望カード」は15通。うち、感謝7通(47%)、苦情8通(53%)でした。

掲載された「ご要望カード」二通一通に込められたお客様の感謝の言葉と苦情の内容にしっかりと目を通し、個人タクシーの将来を担う一員としての誇りと向上心を持って日々の業務に励みましよう。

感謝



〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

苦情



〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

〇〇様の接客対応があまりに素晴らしく感銘を受けました。本当に気持ち良いお心配りと道にも詳しく、思わず何度も御礼をお伝えしたい気持ちになりました。降車時にご本人にもお伝えしましたが、改めて御礼の気持ちを伝えたいです。本当にありがとうございました。

(女性・社員)

組合員処分結果について

審査会の審査報告に基づき、違反行為組合員を下記の通り処分した。

開催日/令和6年6月21日

- ①足立第一支部 E.H (68歳)
- ②足立第一支部 S.K (65歳)
- ③足立第一支部 F.K (64歳)
- ④世田谷第二支部 S.T (67歳)

【①から④の事案】令和5年度に実施された支部主催の事業者研修会を受講していないことが確認された。また欠席者を対象に、本組合及び東京都個人タクシー交通共済協同組合が合同で実施した研修会に事前の届け出なく当日欠席をした。

【①から④の処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

- ⑤野方支部 E.K (76歳)

【事案】令和5年度に実施された支部主催の事業者研修会を受講していないことが確認された。また欠席者を対象に本組合及び東京都個人タクシー交通共済協同組合が合同で実施した研修会に事前の届け出なく当日欠席をした。また、令和5年9月25日の賞罰審査会において点数制度による指導処分不服及び誓約書の未提出により60日の処分を実施したが、誓約書の未提出及び研修会の未受講のままである。

【処分】180日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

- ⑥中野支部 Y.T (69歳)

【事案】令和6年5月23日、当該組合員がGO端末交換のため本部に来組した際、対応した職員に対し悪質な暴言を吐き、さらに暴行を加えた。

【処分】180日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

開催日/令和6年7月17日

- ①板橋第一支部 O.K (73歳)

【事案】令和6年1月23日午後11時頃、新橋駅東口バス停において都個協より「進入禁止無視」が現認された。また令和6年3月19日午後11時頃、新橋駅東口バス停において都個協より「進入禁止無視」が現認されたため、同年4月4日付で都個協より「不適正事案対処要請書」が送付された。

【処分】60日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

- ②新東京支部 K.M (74歳)

【事案】令和5年7月12日午前0時頃、新幸橋周辺において都個協より「待機禁止無視」が現認された。また令和6年4月12日午前0時頃、新幸橋周辺において都個協より「待機禁止無視」が現認されたため、同年5月15日付で都個協より「不適正事案対処要請書」が送付された。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

- ③都心支部 T.N (53歳)

【事案】令和6年4月16日午後11時頃、新橋駅東口バス停手前において都個協より「待機禁止無視」が現認された。また令和6年5月17日午前0時頃、新橋駅東口バス停手前において都個協より「待機禁止無視」が現認されたため、同年6月10日付で都個協より「不適正事案対処要請書」が送付された。

【処分】60日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

- ④足立第一支部 E.S (57歳)

【事案】令和5年6月14日午後11時頃、新橋駅東口バス停において都個協より「進入禁止無視」が現認された。また令和6年5月23日午前0時頃、新橋駅東口バス停において都個協より「進入禁止無視」が現認されたため、同年6月14日付で都個協より「不適正事案対処要請書」が送付された。

【処分】30日の共通乗車券・電子決済の精算の停止及び誓約書、東個協表示灯「甲」の使用停止、無線営業の停止(配車用アプリケーション含む)。指定する講習会または研修会の受講1日。

無料法律相談のご案内

東個協顧問弁護士による組合員、若しくは組合員のご家族からの生活法律相談を無料で受けることができます。完全予約制で相談時間は1回30分程度です。

相談日 令和6年 11月 26日(火)
12月 24日(火)
令和7年 1月 21日(火)

相談場所 個人タクシー会館(中野区弥生町5-6-6)

ご予約は支部若しくは組合員より直接下記までご連絡ください。

法律相談は事前の電話予約が必要です

予約窓口 03-3384-1350(法務部)
受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

東個協顧問弁護士 渡辺 務 弁護士
銀座新明和法律事務所

観光タクシードライバー募集について

観光タクシードライバーになるには?

ユニバーサルドライバー研修 修了

東京シティガイド検定 合格

東京観光タクシードライバー認定研修 修了

東京観光タクシードライバー登録

※令和7年度の観光タクシードライバーの募集は令和6年11月を予定しています。

第22回東京シティガイド検定について

受付期間	令和6年11月15日(金)~令和7年1月16日(木)
試験日	令和7年1月17日(金)~2月20日(木)※いずれか1日
合格発表	試験終了後、パソコン上に表示
その他	申し込み方法、試験会場等について詳しくは東京観光財団ホームページをご確認ください。 https://www.tcvb.or.jp/jp/

観光タクシーに関するお問い合わせは所属支部または本部無線室までお願いします。